

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

**「ベスタ・世界6資産ファンド(1年決算型)」  
信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、「ベスタ・世界6資産ファンド(1年決算型)」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託終了(繰上償還)に関する手続きを実施させていただきます。

この信託終了(繰上償還)は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託約款」(以下「約款」といいます。)の規定に基づき、異議申立手続きを経て決定されます。

つきましては、本書面の内容をご確認いただき、信託終了(繰上償還)にご異議のある受益者様は必要事項をご記入いただいた書面を当社までご返送ください。

**なお、信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合、お手続きは一切必要ありません。**

敬具

記

### 1. 信託終了(繰上償還)に関する手続きを実施する理由

現状、本ファンドの受益権の口数は、投資信託約款の繰上償還に関する規定(第49条)の10億口を下回る状態が続いているため、同規定に基づき信託終了(繰上償還)に関する手続きを実施させていただくものです。

### 2. 異議申立について

本ファンドの繰上償還にご異議のある受益者様は、異議申立てを行うことができます。改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および約款の規定に基づき、異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に信託終了(繰上償還)が決定します。

### 3. 手続きおよび日程

内容	日付	備考
公告日	2016年11月24日	日本経済新聞にて、本ファンドの信託終了(繰上償還)に関する公告を行います。
異議申立期間	2016年11月24日 ～2016年12月26日	異議申立期間中に異議申立てする旨の書面を当社に送付することにより、信託終了(繰上償還)に関して異議を申し立てることができます。
信託終了(繰上償還)に関する可否決定	2016年12月28日	異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数を集計し、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に信託終了(繰上償還)が決定します。
買取請求期間	2016年12月29日 ～2017年1月17日	信託終了(繰上償還)が決定した場合、異議申立てを行った受益者様は、保有受益権について受託者に対して信託財産をもって買い取ることを請求することができます。
償還日(予定)	2017年1月27日	償還金の支払日につきましては、販売会社にご確認ください。

※2016年11月22日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2016年11月21日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、異議申立の権利はございません。

## (1)異議申立の方法

### ①ご異議がない場合

本ファンドの信託終了（繰上償還）についてご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。

### ②ご異議がある場合

異議申立期間中（2016年11月24日～2016年12月26日）に当社に対して、書面により異議申立を行うことができます。書面に必要記載事項をご記入の上、下記宛先にご郵送ください（2016年12月26日当社必着とさせていただきます）。

#### 【必要記載事項】

- ア. ファンド名（ベスタ・世界6資産ファンド（1年決算型））
- イ. ご住所（郵便番号もご記入ください）
- ウ. ご氏名
- エ. お電話番号（日中連絡先）
- オ. 販売会社名
- カ. お取引店名
- キ. 保有受益権口数（2016年11月24日時点の受益権口数をご記入ください。不明な場合は販売会社にご照会ください。）
- ク. 信託終了（繰上償還）に反対する旨

#### 【宛先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1  
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
営業企画部 異議申立書面受付係

## (2)ご留意事項

本ファンドについて、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同じ販売会社で複数の口座をお持ちの方は、該当する全ての販売会社名・お取引店名・保有口数をご記入ください。

※記入内容に不備がある場合、異議申立の受付ができない場合があります。

※必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。

※受益者様および受益権口数等を確認するため、当社、販売会社および受託者の三者間で受益者様に関する情報を共有させていただきます。

※異議申立に際して、当社、販売会社および受託者が取得した個人情報は本ファンドの信託終了（繰上償還）における、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に係る異議申立の受益権口数の管理および同第30条の2に係る買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用しません。

## 4. 信託終了（繰上償還）に関する可否決定

- (1) 異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が公告日（2016年11月24日）時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、2017年1月27日に信託を終了します（繰上償還）。
- (2) 異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合、信託を終了しません（繰上償還中止）。

※上記のいずれの場合も、繰上償還の可否決定後、当社ホームページにおいて案内文を掲載します。

## 5. 買取請求について

本ファンドの信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議申立を行った受益者様は、2016年12月29日から2017年1月17日までの間に、ご自身が保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを、本ファンドをご購入いただいた販売会社を通じて受託者に対し請求することができます。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。（受託者・三井住友信託銀行株式会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とします。）個人のお客様は買取による譲渡益に、法人のお客様は買取時の個別元本超過額に対して課税されます（税制が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります）。

なお、買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要する可能性があることおよび買取事務に関する費用（買取代金の振込手数料、計算書送付費用等）のご負担があることにつき、ご注意ください。

異議申立の有無にかかわらず、本ファンドをご購入いただいた販売会社において、通常どおり換金手続を行うことができます。

※金融商品取引法施行、信託法ならびに信託業法の改正に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律および同法政令、同法府令等の改正があったものの、本ファンドは改正前の法律適用となるため、条文等は改正前の法律での記載となります。

<お問い合わせ先>  
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
営業企画部 異議申立書面受付係  
TEL：0120-668001  
(午前9時～午後5時(土日・祝日等は除く))

以上